

証券コード 340A
2025年8月13日
(電子提供措置の開始日 2025年8月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町14番1号
株式会社ジグザグ
代表取締役社長 仲里一義

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.zig-zag.co.jp/library/meeting/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジグザグ」又は「コード」に当社証券コード「340A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年8月27日（水曜日）午後7時までに議決権行使して下さいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力下さい。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号

渋谷ヒカリエ 11階 ヒカリエカンファレンス Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的 事 項

報告事項 第10期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使して下さいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時

2025年8月28日 (木曜日)  
午前10時 (受付開始午前9時30分)



### インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2025年8月27日 (水曜日)  
午後7時入力完了分まで



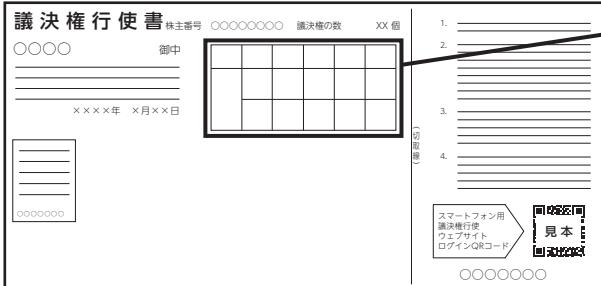
### 書面 (郵送) で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。

行使期限

2025年8月27日 (水曜日)  
午後7時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入下さい。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を記入下さい。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・書面(郵送)により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

## 議決権行使 ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。

- 「次へすすむ」を  
クリック

- ## 2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力下さい。

... ログイン ...

● 会員登録IDを入力し、右の「ログイン」をクリックしてください。  
 ● 会員登録IDとパスワードが不正な場合は、エラー表示となります。  
 (例: パスワードが間違っている場合など) また、会員登録IDとパスワードが未入力の場合は、  
 ログインボタンが灰色で表示されます。

会員登録ID(登録ID):

ログイン

無しる

「議決権行使コード」  
を入力

- ### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。

「パスワード」  
を入力

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

( 2024年6月1日から )  
( 2025年5月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は「世界中のワクワクを当たり前に」をミッションに掲げ、海外カスタマー向け購入支援サービス「WorldShopping」と、国内ECサイト向け越境EC支援サービス「WorldShoppingBIZ」からなる越境ECプラットフォームをワンストップで提供しております。

当事業年度における世界経済は、高インフレの落ち着きなどを背景に堅調に推移しました。一方で、米国では金利の利下げが実施され、為替相場の変動リスクが高まっています。加えて米国の関税政策の動向、ウクライナ情勢、中東地域の不安定な状況により、依然として不透明な見通しが続いている。

このような状況の下、当社では海外カスタマー向けサービス「WorldShopping」の認知拡大に向けたマーケティング施策として、インフルエンサーを活用した広告を打ち出し、台湾を中心とする中華圏での露出を強化いたしました。

また受注増加に伴う物流増加に対応するため、新たに千葉県白井市に倉庫を開設いたしました。購入オペレーション増加にともない、前事業年度から引き続いて購入自動化の対応ショップを拡張させ、欠品等の機会損失なくリアルタイムで購入できる体制を強化しております。

国内ECショップに対しては、当社と株式会社ResorZが共同で調査した「越境EC・ウェブインバウンド白書2025」を公開しました。引き続き越境EC支援を行っている各社と定期的にセミナーを共催し、新規導入ショップの獲得に繋げております。また既存導入ショップに対しては、リアルによる交流イベントを開催し、日本全国の小売店・観光地を対象とした訪日インバウンド支援サービス「インバウンドナビ」の提供を開始する等、ショップの売上成長に伴走しております。

これらの取り組みの結果、第4四半期会計期間において「WorldShoppingBIZ」の月間Activeショップ数は、前年同四半期比152ショップ増加の1,303ショップとなり、月間リピートカスタマー数は前年同四半期比865名増加の5,940名となりました。また当事業年度における取扱高(GMV)は、前事業年度比1,478,174千円増加の6,473,936千円となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,412,184千円(前事業年度比27.7%増)、営業利益322,779千円(前事業年度比45.9%増)、経常利益310,350千円(前事業年度比74.5%増)、当期純利益245,706千円(前事業年度比50.4%増)となりました。

なお、当社は越境ECプラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は3,869千円であります。その内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は越境ECプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

③ 資金調達の状況

2025年3月31日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資により総額469,200千円の資金調達を行いました。また、2025年5月1日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当）による増資により、147,660千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                                       | 第7期<br>(2022年5月期) | 第8期<br>(2023年5月期) | 第9期<br>(2024年5月期) | 第10期<br>(当事業年度)<br>(2025年5月期) |
|------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(千円)                              | 559,634           | 802,021           | 1,106,229         | 1,412,184                     |
| 経常利益又は<br>経常損失<br>(△)<br>(千円)            | △82,588           | 31,831            | 177,883           | 310,350                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失<br>(△)<br>(千円)          | △86,992           | 47,874            | 163,387           | 245,706                       |
| 1株当たり当期純利益又<br>は1株当たり当期純損失<br>(円)<br>(△) | △44.63            | 24.42             | 83.34             | 121.11                        |
| 総資産<br>(千円)                              | 604,152           | 717,729           | 1,237,369         | 2,127,783                     |
| 純資産<br>(千円)                              | 40,521            | 88,395            | 251,782           | 1,114,348                     |

(注) 当社は、2024年8月29日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っており、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 継続的なサービス強化

当社の事業が今後も高い成長率を持続していくために、海外カスタマー及びECショップにおける課題やニーズを的確に把握して、積極的にサービスの向上や機能強化を行うことが必要不可欠であると考えております。また、取扱高が増加した場合も迅速な配送を実現するための体制強化が必要であると考えております。

### ② 優秀な人材の確保と育成

技術開発の革新スピードは早く、新たなサービスや競合他社がクロスボーダー領域に参入し

てくる可能性は高いと考えております。当社では、競合との優位性の確保及び事業の拡大を迅速に行うために全方位において優秀な人材の確保が必須と考えております。迅速な開発、物流強化、カスタマーサポート及び安定した組織拡大のために人材の確保と体制整備を行ってまいります。

### ③ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また国内及び海外の諸法令について継続的にアップデートし、適切に対応できる体制維持も、重要な課題となります。このため、当社としては、コーポレート部門の整備を推進し、外部専門家との連携を含めコーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

| 事業区分           | 事業内容                                                                       |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 越境ECプラットフォーム事業 | 海外ユーザー向け購入代行サービス（WorldShopping）及びEC事業者向け海外販売支援サービス（WorldShoppingBIZ）の開発・提供 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年5月31日現在)

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |
|----|--------|

(7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 |
|-----------|-----------|
| 53 (12) 名 | 6名増 (1名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 18,752千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 7,500千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月31日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2025年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,407,440株
- (3) 株主数 1,390名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                                                                                 | 持株数      | 持株比率  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| 仲里一義                                                                                                                                | 429,375株 | 17.8% |
| MICイノベーション4号投資事業有限責任組合                                                                                                              | 422,300株 | 17.5% |
| 仲里亜美                                                                                                                                | 255,000株 | 10.6% |
| 株式会社Zカンパニー                                                                                                                          | 240,000株 | 10.0% |
| 株式会社SBI証券                                                                                                                           | 116,211株 | 4.8%  |
| 渡辺毅                                                                                                                                 | 54,000株  | 2.2%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)                                                                               | 45,700株  | 1.9%  |
| AKパートナーズ株式会社                                                                                                                        | 45,100株  | 1.9%  |
| 松本浩介                                                                                                                                | 45,000株  | 1.9%  |
| BBH LUX/BROWN BROTHERS<br>HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA<br>CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-<br>DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP<br>ABSOLUTE VALUE | 43,300株  | 1.8%  |

(注) 自己株式は保有しておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年8月29日開催の定時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止すると共に、普通株式の発行可能株式総数を2,930,000株増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、7,840,000株となっております。
- ② 2024年7月31日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、2024年8月1日開催の臨時取締役会決議により、2024年8月1日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
- ③ 2024年8月1日開催の臨時取締役会決議により、2024年8月29日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,829,744株増加し1,960,440株となっております。また、2025年3月28日を払込期日とする公募増資及び2025年5月1日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当）による増資により、発行済株式総数は447,000株増加し、2,407,440株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                        | 第 2 回 新 株 予 約 権                                        |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                       |                     | 2018年6月28日                                             | 2018年6月28日                                             |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                     | 7,660個                                                 | 3,000個                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 2     |                     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>15株) 114,900株                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>15株) 45,000株                    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額             |                     | 新株予約権1個につき 16円                                         | 新株予約権1個につき 16円                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 2 |                     | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 2,505円<br>167円)                  | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 2,505円<br>167円)                  |
| 権 利 行 使 期 間                     |                     | 2018年7月1日から<br>2025年12月31日まで                           | 2018年7月1日から<br>2025年12月31日まで                           |
| 行 使 の 条 件                       |                     | (注) 3                                                  | (注) 4                                                  |
| 役 員 の<br>保 有 状 況<br>(注) 2       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>2,724個<br>40,860株<br>2名 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>3,000個<br>45,000株<br>1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名          |
|                                 | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>一名          |

|                                    |                   | 第3回新株予約権                                             | 第4回新株予約権                                             |
|------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 発行決議日                              |                   | 2020年5月21日                                           | 2021年11月26日                                          |
| 新株予約権の数                            |                   | 2,277個                                               | 690個                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注)2         |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>15株) 34,155株                  | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>15株) 10,350株                  |
| 新株予約権の払込金額                         |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                              | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額<br>(注)2 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 2,505円<br>167円)                | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり) 20,175円<br>1,345円)             |
| 権利行使期間                             |                   | 2022年5月22日から<br>2030年5月21日まで                         | 2023年11月27日から<br>2031年11月26日まで                       |
| 行使の条件                              |                   | (注)4                                                 | (注)4                                                 |
| 役員の<br>保有状況<br>(注)2                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>935個<br>14,025株<br>2名 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>-個<br>-株<br>-名        |
|                                    | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>-個<br>-株<br>-名        | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>670個<br>10,050株<br>1名 |
|                                    | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>-個<br>-株<br>-名        | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>-個<br>-株<br>-名        |

|                                     |                             | 第 6 回 新 株 予 約 権                                        |
|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                             | 2023年10月23日                                            |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                             | 7,628個                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 2         | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>15株) | 114,420株                                               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                             | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額<br>(注) 2 | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 8,655円<br>577円                                         |
| 権 利 行 使 期 間                         |                             | 2025年10月24日から<br>2033年10月23日まで                         |
| 行 使 の 条 件                           |                             | (注) 4                                                  |
| 役員の<br>保有状況<br>(注) 2                | 取 締 役<br>(社外取締役を除く)         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>3,379個<br>50,685株<br>2名 |
|                                     | 社 外 取 締 役                   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一 個<br>一 株<br>一 名       |
|                                     | 監 査 役                       | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一 個<br>一 株<br>一 名       |

- (注) 1. 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。
2. 当社は、2024年8月29日付で、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。  
「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」  
及び「役員の保有状況」は株式分割後の株式数及び金額を記載しております。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（受託者）は本新株予約権を行使することはできず、別段の定め  
がある場合を除き、受託者より付与を受けた者（新株予約権者）のみが本新株予約権を行使で  
きる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (3) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当  
を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役又は使用人の場合は、新株予約権の行使時に  
おいて、当社並びに当社子会社の取締役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができ  
ない。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (4) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当  
を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年5月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 仲 里 一 義   | －                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 鈴 木 賢     | マーケティングコミュニケーション本部長                                                                                                                                                                        |
| 取 締 役     | 北 村 康 晃   | －                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 松 本 浩 介   | KLab株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社スタジオアタオ 社外取締役[監査等委員]<br>ピクスタ株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社サイバー・バズ 社外取締役[監査等委員]                                                                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 長 山 元 彦   | －                                                                                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 佐 々 木 義 孝 | 株式会社TOKYO フロンティアファーム 代表取締役<br>CFO ナレッジ株式会社 代表取締役<br>株式会社Prime Partners 代表取締役<br>株式会社アンジー 社外監査役<br>スパイダー・プラス株式会社 社外監査役<br>株式会社ベルテックス 社外取締役<br>株式会社ジーニー 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社エー・スター・クォンタム 取締役 |
| 監 査 役     | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂綜合法律事務所 パートナー<br>株式会社スタジオアタオ 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社サイバー・バズ 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社ハマイ 社外取締役[監査等委員]<br>フリュー株式会社 社外監査役                                                                         |

- (注) 1. 取締役 松本浩介氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 長山元彦氏、監査役 佐々木義孝氏及び監査役 吉羽真一郎氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 佐々木義孝氏は、上場企業におけるCFO等複数の事業会社で要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役 松本浩介氏、監査役 長山元彦氏、監査役 佐々木義孝氏及び監査役 吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、善意でかつ重要な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

当該規定に基づき当社と社外取締役及び社外監査役は、当該損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成されております。なお、業績連動報酬は採用しておりません。業務執行から独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

##### ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### ハ. 賞与の決定に関する方針

賞与については、あらかじめ基準額を定めず、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、支給する場合にはその都度、支給額を決定することとしております。

##### 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外役員に諮問を受けた上で、上記方針に基づき、取締役会にて決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額（千円）          | 員数（名）     |
|------------------|---------------------|-----------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 37,650千円<br>(1,200) | 4名<br>(1) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,775<br>(12,775)  | 3<br>(3)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 50,425<br>(13,975)  | 7<br>(4)  |

1. 当社の取締役の基本報酬の総額は、2024年8月29日開催の定時株主総会において、年額1億8,000万円以内と決議されております。（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点での基本報酬の支給対象となる取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 当社の監査役の基本報酬の総額は、2024年8月29日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での基本報酬の支給対象となる監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役松本浩介氏は、ピクスタ株式会社、KLab株式会社、株式会社サイバー・バズ及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役佐々木義孝氏は、株式会社TOKYOフロンティアファーム、CFOナレッジ株式会社及び株式会社Prime Partnersの代表取締役並びに株式会社アンジー、スパイダープラス株式会社の社外監査役、株式会社ベルテックスの社外取締役、また株式会社ジーニーの社外取締役（監査等委員）、株式会社エー・スター・ウォンタムの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー及び株式会社サイバー・バズ、株式会社ハマイ、株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）並びにフリュー株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                  |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松 本 浩 介   | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。<br>主に他社の代表取締役や上場会社のCFO等を歴任したことによる上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティ等に関して、経営全般の観点から適宜、必要な発言を行っております。           |
| 監査役 | 長 山 元 彦   | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。<br>上場会社等で培われた幅広い見識により、主にコーポレートガバナンスの観点から適宜発言を行っており、会社の健全な経営と透明性の向上に貢献しております。                        |
| 監査役 | 佐 々 木 義 孝 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。<br>主に他社の代表取締役や上場会社の取締役及び監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。                       |
| 監査役 | 吉 羽 真 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。<br>弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の取締役及び監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。 |

上記の取締役会の開催回数の他、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 監査証明業務に基づく報酬の額については、上記の他、前期に係る報酬の精算として当期に支払った額が6,100千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人A&Aパートナーズに対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、創業以来配当を実施しておりません。

しかしながら、将来的には、経営成績、財政状態、事業投資計画、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を検討していく方針ではあります。現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。内部留保資金については、更なる事業拡大のための人材採用、販売促進活動及び広告活動等に活用していく予定であります。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は取締役会としています。

## 貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,971,184 | 流 動 負 債         | 1,000,214 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,463,296 | 買 掛 金           | 264,838   |
| 売 掛 金             | 7,789     | 1年内返済予定の長期借入金   | 13,032    |
| 商 品               | 44,673    | 未 払 金           | 196,939   |
| 前 渡 金             | 13,732    | 未 払 費 用         | 5,699     |
| 前 払 費 用           | 35,404    | 未 払 法 人 税 等     | 101,305   |
| 未 収 消 費 税 等       | 247,253   | 契 約 負 債         | 401,671   |
| 預 け 金             | 139,878   | そ の 他           | 16,728    |
| そ の 他             | 19,997    | 固 定 負 債         | 13,220    |
| 貸 倒 引 当 金         | △840      | 長 期 借 入 金       | 13,220    |
| 固 定 資 産           | 156,599   | 負 債 合 計         | 1,013,434 |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,775     | (純 資 産 の 部)     |           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 3,775     | 株 主 資 本         | 1,114,178 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 152,824   | 資 本 金           | 398,430   |
| 差 入 保 証 金         | 101,394   | 資 本 剰 余 金       | 538,714   |
| 長 期 前 払 費 用       | 1,507     | 資 本 準 備 金       | 538,714   |
| 継 延 税 金 資 産       | 49,921    | 利 益 剰 余 金       | 177,034   |
| 資 産 合 計           | 2,127,783 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 177,034   |
|                   |           | 継 越 利 益 剰 余 金   | 177,034   |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 170       |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 1,114,348 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,127,783 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,412,184 |
| 売 上 原 価                 | 454,000   |
| 売 上 総 利 益               | 958,183   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 635,404   |
| 営 業 利 益                 | 322,779   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 483       |
| 還 付 加 算 金               | 777       |
| そ の 他                   | 120       |
|                         | 1,381     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 717       |
| 支 払 手 数 料               | 3,862     |
| 上 場 関 連 費 用             | 8,350     |
| 為 替 差 損                 | 190       |
| そ の 他                   | 689       |
|                         | 13,810    |
| 経 常 利 益                 | 310,350   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 310,350   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 96,707    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △32,063   |
| 当 期 純 利 益               | 64,643    |
|                         | 245,706   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

株式会社ジグザグ

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 松 本 浩 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジグザグの2024年6月1日から2025年5月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月28日

株式会社ジグザグ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）

長山元彦印

監査役（社外監査役）

佐々木義孝印

監査役（社外監査役）

吉羽真一郎印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名減員して、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                               | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | なか 伸 里 一 義<br>(1974年4月22日)<br><br><input type="checkbox"/> 再任 | 1997年4月 株式会社オックスプランニング（現 株式会社クラウドポイント）入社<br>2003年4月 同社 グラフィックコミュニケーション事業部シニアマネージャー<br>2004年4月 株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社<br>2006年1月 同社 チャネル開発本部 部長<br>2007年1月 同社 営業本部 部長<br>2010年1月 同社 新規事業創出本部 部長<br>2010年7月 株式会社groowbits 代表取締役<br>2015年6月 当社 設立 代表取締役社長（現任）           | 429,375株       |
| 2     | すず 鈴 木 賢<br>(1977年8月24日)<br><br><input type="checkbox"/> 再任   | 2000年4月 加賀電子株式会社 入社<br>2002年1月 株式会社オプト 入社<br>2011年1月 同社 執行役員<br>2013年10月 株式会社コンテンツワン 転籍<br>2014年4月 同社 代表取締役<br>2015年2月 株式会社モードツー 入社<br>2015年11月 同社 取締役<br>2017年1月 株式会社Candee 入社<br>2017年1月 同社 執行役員<br>2018年9月 株式会社vivito 社外取締役<br>2020年1月 当社 取締役<br>マーケティングコミュニケーション本部長（現任） | 4,575株         |

| 候補者番号                                                                                                                | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所持する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                    | まつ<br>松 本 浩 介<br>(1967年6月2日)<br><input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 | 1998年 6月 時刻表情報サービス株式会社<br>(現 株式会社JR東日本アイステイションズ)<br>取締役<br>1999年 6月 同社 代表取締役<br>2004年 7月 株式会社ザッパラス 取締役<br>2011年 6月 株式会社enish 取締役<br>2016年 3月 ピクスタ株式会社 社外取締役<br>2016年 3月 KLab株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>(現任)<br>2016年 5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役<br>2017年 5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役[監査等委員] (現任)<br>2018年 6月 株式会社サイバー・バズ 社外取締役<br>2019年 3月 ピクスタ株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>(現任)<br>2020年12月 当社 社外取締役 (現任)<br>2024年12月 株式会社サイバー・バズ 社外取締役[監査等委員] (現任) | 45,000株        |
| (重要な兼職の状況)<br>KLab株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社スタジオアタオ 社外取締役[監査等委員]<br>ピクスタ株式会社 社外取締役[監査等委員]<br>株式会社サイバー・バズ 社外取締役[監査等委員] |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松本浩介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他社の代表取締役や取締役を歴任し豊富な経験や幅広い知識を有しており、特に上場会社のCFOの経験も有していることから、上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティに関する知見も深く、当社のガバナンス体制の充実、強化が期待できると判断して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松本浩介氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年8ヶ月となります。
4. 当社は、松本浩介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社と松本浩介氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                                                                                                                             | 略<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所<br>有<br>す<br>る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| たか<br>高<br>はし<br>橋<br>もと<br>元<br>ひろ<br>弘<br>(1975年9月4日)                                                                                                                     | <p>2001年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属)</p> <p>2001年10月 森綜合法律事務所(現・森・濱田松本法律事務所<br/>外国法共同事業)入所</p> <p>2007年 4月 末吉綜合法律事務所(現・潮見坂綜合法律事務所)<br/>設立 同事務所パートナー(現任)</p> <p>2007年 4月 九州大学法学部 非常勤講師</p> <p>2010年 4月 東京理科大学専門職大学院 講師</p> <p>2011年 4月 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修(能力担<br/>保研修)講師</p> <p>2013年 4月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会臨時<br/>委員</p> <p>2013年 4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専<br/>攻非常勤講師</p> <p>2015年 4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専<br/>攻客員教授</p> <p>2021年 2月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会試験<br/>委員</p> <p>2023年12月 インフォメティス株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>潮見坂綜合法律事務所 パートナー</p> <p>インフォメティス株式会社 社外取締役</p> | —                          |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>高橋元弘氏は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋元弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高橋元弘氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。高橋元弘氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 高橋元弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号  
渋谷ヒカリエ 11階 ヒカリエカンファレンスRoom C



交通 J R ・ 京王井の頭線 渋谷駅  
東京メトロ 銀座線 渋谷駅  
東急東横線・田園都市線  
東京メトロ半蔵門線・副都心線

2階連絡通路直結  
1階直結  
渋谷駅 地下3階 B5出口直結

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。